

(別紙4)

滋賀県指定小谷山西池鳥獣保護区

小谷山西池特別保護地区

指定計画書

(案)

年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

小谷山西池鳥獣保護区小谷山西池特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長浜市高畑町地先の市道高畑池奥線と市道高畑須賀谷線との交点を起点とし、同所から市道高畑須賀谷線を南西に進み田畑と山林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み西池と山林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み水田と山林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み農道池奥1号線と山林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み農道池奥2号線と山林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み農道池奥6号線と山林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み田畑と宅地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道高畑池奥線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

小谷山西池鳥獣保護区は、長浜市のほぼ中央に位置する小谷山（標高495.1m）を中心にその山麓に囲まれた区域で、コナラなどの広葉樹林とスギ・ヒノキの人工林、ため池や水田を有し、自然の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、サシバやアオゲラなど森林に生息する鳥獣に加えカモ類など水鳥も多く、多様な鳥獣が生息している。

特に小谷山西池鳥獣保護区の中でも、西池区域は、天然記念物であり滋賀県絶滅危惧増大種のオオヒシクイやマガンの越冬地となっており、県内において琵琶湖以外で確認されている重要な区域となっている。また、森林に生息する鳥獣にとって、森林に囲まれた水域であり餌場などその生息環境として重要な区域となっている。

このため、当該区域は、小谷山西池鳥獣保護区のなかでも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(6) 特別保護地区の再指定にかかる理由

当該地域は多種類の鳥獣が数多く生息する野生鳥獣の宝庫であり、農林水産省の「ため池百選」や滋賀県の「守りたい育てたい湖国の自然100選」にも選定されている。滋賀県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、引き続き保護繁殖の拠点とすべく、再

指定するものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

当地区は良好な鳥獣の生息地となっているため、滋賀県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、森林鳥獣の生息地として、引き続き保護繁殖の拠点とする。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 19ha

内訳

ア 形態別内訳

農耕地 8ha

水面 10ha <干潟 0ha>

その他 1ha

イ 所有者別内訳

私有地等 9ha (うち砂防指定地 1ha)

公有水面 10ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

文化財保護法による地域 1ha

(小谷城跡 史跡、小谷城遺跡 城跡)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

滋賀県の東北部にあって、琵琶湖と伊吹山地のほぼ中間地帯に位置し、小谷山の麓に囲まれた小谷山西池鳥獣保護区の南東部に位置し、小谷山頂上から北東にのびる尾根部を起点とした南東に向かう谷の開けた箇所位置する。

イ 地形、地質等

小谷山は、草野川層群の中・下位の粘板岩を主とする高山層と上位のチャート(チャート)を主とする小谷山層からなる小谷山地塊を形成している。

ウ 植物相の概要

スギ、ヒノキ、コナラ林が混在し、ソメイヨシノの植栽もある。池の中はヨシ群落が見られる。

エ 動物相の概要

オオヒシクイやマガン等の越冬地となっており、多様な水鳥類が見られる他、トビやサシバ、キツネなど森林に生息する鳥獣が見られる。

(2) 生息する鳥獣類(※よく見られる種には枠囲い、『滋賀県レッドデータブック 2020』におけ

る絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種はアンダーライン)

ア 鳥類 ヒシクイ、オオヒシクイ、オシドリ、オカヨシガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、アメリカヒドリ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、トモエガモ、コガモ、ホシハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ、キジバト、コウノトリ、カウウ、アオサギ、ダイサギ、バン、オオバン、ハチクマ、トビ、オオタカ、サシバ、ノスリ、アカショウビン、カワセミ、コゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ツバメ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、ミソサザイ、シロハラ、ツグミ、ルリビタキ、ジョウビタキ、キビタキ、オオルリ、スズメ、キセキレイ、セグロセキレイ、カワラヒロ、ウソ、イカル、ホオジロ、カシラダカ、アオジ

イ 獣類 キツネ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

令和元年度 6 件 令和2年度 6 件 令和3年度 6 件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名	被害内容
カルガモ	水稲	植付苗の踏み倒し
カルガモ、オナガガモ、ヒドリガモ	小麦	新穂の啄み

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|------------|---|---|
| ①鳥獣保護区用制札 | 7 | 本 |
| ②特別保護地区用制札 | 2 | 本 |
| ③案内板 | 2 | 基 |
| ④給水器 | | 基 |
| ⑤給餌台 | | 基 |
| ⑥巣箱 | | 個 |
| ⑦その他 | | |